

785

DA  
37  
22  
①

伊藤益氏	昭和
	年
	月 日

第三篇  
古代日本人の倫理観

## 第一章

「天ヲ罪・国ヲ罪」論

## 第一節

アメ・クニ双分法

古代日本人は、いったいどのような倫理観  
 を抱きながら古代国家の中で生きていたの  
 であらうか。

本篇では、これまでの二篇の考察を踏まえ

フフこの問題を追究することを通じて、日本の古代国家における人間の「全」の意味を問うてみたい。

人間の倫理観は、行為の善悪についての判断を内含している。それは、また、善行を称揚し悪行を罪として排斥する意識を伴っている。したがって、ある人間（ないしは人間集団）の罪についての考え方を探ることは、その人間（ないしは人間集団）に固有な倫理観を追究することにつながる。従来の日

本倫理思想史研究においては、延喜式卷八所  
 収の祝詞「大祓の詞」にあつた罪觀念を  
 手がかりにして、日本人の最も原初的な倫理  
 觀を解明しようといふ試みがなされきたが、  
 こゝに試みは、けつして無意味なものでは  
 なかつたと言えよう。  
 しかしながら、従来の研究は、「大祓の詞」  
 が罪を二類に分類してゐることの意味に注  
 意を払わなかつたために、この祝詞にあつた  
 果た古代日本人の罪觀念や倫理觀に

ついで、明確かつ的確な理解を示すには至ら

なかつたように見受けられる。

、大赦の詞は、統計二十二の罪を列挙す

るとともに、それらを「天津罪」と

「国罪」(国津罪)とに分類している。すな

わち、この祝詞においては、

畔放・溝埋・樋放・頻蒔・串刺・生刺・

逆剝・屎戸

の「フ」の罪が、「天」罪」という呼称によつて一括さ

れ、一方、

生膚断・死膚断・白人・胡久美・己母犯

罪・己子犯罪・母子犯罪・子与母犯罪

・畜犯罪・昆虫乃災・高津神乃災・高津

鳥災・畜仆志・盡物為罪

の十四の罪が「国フ罪」として総括される。

この分類の意味、するから、この分類がい、正しい

を基準として、いるのかという点を明確にするためには、アメ

・クニの二語に着目し、カフその二語が対比的に用いられていることに注意を私カをければならない。

日本古代の諸文献において、アメ(天)

とクニ(国)とが対比的に用いられる場合、

前者は皇室・朝廷と深く関わる事物に冠せられ、後者は皇室・朝廷との関係がかならずあし

母則として、

ア  
ア

法	る	以	称	の	い	さ	ば	物	も
、	も	下	せ	、	も	れ	、	に	密
ア	の	参	ら	言	の	る	神	冠	接
な	と	照	れ	い	が	場	々	せ	で
あ	ク	照	る	か	「	合	が	ら	は
ろ	ニ	）。	(	え	天	、	「	れ	な
ア	を	っ	上	れ	「	皇	天	る	い
メ	冠	ま	田	ば	天	室	「	〇	土
・	「	り	正	土	「	・	神	〇	着
ク	る	、	昭	着	と	朝	と	〇	的
ニ	も	事	の	的	と	廷	「	〇	・
双	の	物	日	な	呼	と	国	〇	民
分	と	を	本	も	ば	の	「	〇	家
法	に	ア	神	の	れ	関	神	〇	的
は	二	メ	話	が	、	係	と	〇	な
、	分	・	は	「	関	が	と	〇	し
皇	「	ア	二	国	係	比	に	〇	べ
室	る	マ	三	「	の	較	双	〇	ル
・	分	を	八	神	浅	的	分	〇	の
朝	類	冠	パ	と	い	深	た	〇	事
		ナ	ー		も		え		

<p>本章では、このこと、つまり「天ノ罪」と</p>	<p>と推断しうる。</p>	<p>は朝廷とはあまり深くは関わりな  <small>SHISHI</small>い罪であつた、</p>	<p>と深い関わりを有する罪であり、「国ノ罪」と</p>	<p>される。すなわち「天ノ罪」とは皇室・朝廷</p>	<p>朝廷との関係の深淺を基準とし、  <small>「天祿の詞」に言う</small>「天ノ罪」とは皇室・朝廷</p>	<p>「罪」とに二分する分類の仕方、皇室・</p>	<p>したがつて、諸々の罪を「天ノ罪」と「国</p>	<p>にはかならない。</p>	<p>廷との関係の深淺を基準とする政治的      分類法</p>
----------------------------	----------------	--	------------------------------	-----------------------------	--	---------------------------	----------------------------	-----------------	---------------------------------------



一、国<sup>ノ</sup>罪<sup>ノ</sup>と<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>法<sup>ヲ</sup>リ<sup>ヲ</sup>別<sup>レ</sup>け<sup>ル</sup>の<sup>ノ</sup>意<sup>ヲ</sup>味<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>踏<sup>リ</sup>ま<sup>エ</sup>え  
 ながら、この二類の罪にこめられた古代日本  
 人の罪観念を明<sup>カ</sup>す<sup>カ</sup>に<sup>シ</sup>、あ<sup>あ</sup>わ<sup>せ</sup>て、彼<sup>レ</sup>ら<sup>ノ</sup>  
 倫理観の一端を採<sup>ッ</sup>て<sup>ミ</sup>たい。た<sup>た</sup>ま<sup>し</sup>、法<sup>ヲ</sup>  
 別<sup>レ</sup>け<sup>ル</sup>ざ<sup>ら</sup>れた二類の罪を一<sup>括</sup>して論<sup>ジ</sup>る<sup>ワ</sup>け  
 にはゆ<sup>が</sup>な<sup>ら</sup>ず。本章にお<sup>い</sup>ては、ま<sup>ま</sup>が<sup>っ</sup>て<sup>天</sup>  
 罪<sup>ノ</sup>に<sup>論</sup>及<sup>シ</sup>、次<sup>ニ</sup>に、国<sup>ノ</sup>罪<sup>ノ</sup>に<sup>論</sup>  
 じて<sup>論</sup>じ<sup>る</sup>こ<sup>と</sup>に<sup>し</sup>た<sup>い</sup>。

第二節

スサノヲの乱行と天ノ罪

記紀の、天の岩屋神話に（天ノ部）よければ、地上か

ス高天原に上り来たつたスサノヲノミコトが

様々な乱行に及び、それに対して怒りを発し

た（1）天照大神は、天の岩戸を閉ざして天の岩屋

の中にとじこもつてしまつたといふ。日本書

紀の本文、一書、および古事記は、その折の

スサノヲの、（いかに）為行（いかに）（書紀本文）にフいて、そ

れぞれ、次のように記してゐる。

書紀本文

是の後は、素戔嗚尊の為行、甚だ無状し。

何となさば、天照大神、天狹田・長田を

以て御田としたまふ。時に素戔嗚尊、春

は重播種子し、且畔毀す。秋は天斑駒

を放ちて、田の中へ伏す。復天照大神

の新宮しめす時をみて、則ち陰に新宮に

放戻る。又天照大神の方に神衣を織り

つづ、齋服殿に居しまたき見て、則ち天

斑駒サカバコを剥はぎて、殿ノミヤの薨シノを穿スちて投なげ納なる。

書紀第一の一書

是コノの後に、稚日女尊ニギハヤメノミコト、斎服殿イハヒノミヤに坐ましまし

て、神カミ之ノ御服ミフス織オリりたまふ。素戔嗚尊スサノヲノミコト見ミし

て、則すなはち斑駒サカバコを逆剥サカバコぎて、殿ノミヤの内ウチに投なげ

入いる。

書紀第二の一書

日神尊ニギハヤヒノミコト、天垣田アメノカキを以もて御田ミツとしたまふ。

時に、素戔嗚尊スサノヲノミコト、春ハルは渠み填をめ、畔あ毀はす。

又また、秋アキの穀シ已まに成なりぬるときに、則すなはち書目メ

すに絡あせなけ繩なけを以てす。且また日神の織は殿まに居まし

まア時に、則ち斑駒いけはぎを生は剝はにして、其の

殿の内に納なる。……日神の新たしなへま嘗かしめす

時に及あ至よびて、素戔すさ鳴な尊み、則ち新たしなへま宮みやの御み席まし

の下に、陰いんに自みづから送く養やまる。

書紀第三の一書

是の後に、日神の田、三み處ところ有あり。號なけて

天安田・天平田・天色并田と曰ふ。此れ

皆良よき田なり。霖な旱めに經あふと踏ふも、損そ傷な

はるるること無し。其かの素戔すさ鳴な尊みの田、亦また

古事記

三處有リ。號けて天楸田くみ・天川依田い・天  
 口鏡田くさと曰ふ。此れ皆磽地かせひこなり。雨あめれは  
 流れぬ。旱しびれれば焦やけぬ。故ゆゑ、素戔鳴尊、  
 妬ねたみて姉の田を害やぶる。春は廢渠槽いぼがさ、及び  
 埋溝みぞうめ、毀畔あはなう、又重播種子しほまきす。秋は捶籤くしざしし、  
 馬うま伏ふす。

勝かつさびに、天照大御神の營田つぐのあを離はなり

其の溝を埋め、亦また其の大嘗間おほほへ看みる殿みやに屏くさ

まり散ちらしき。天照大御神、忌服いみは

詞  
は、書紀本文・書紀一書および古事記が記

一見して明らかなように、現存の大祓の

し・生け剝ぎ・逆剝ぎ・屎戸くそへど

餅あは放はな了・溝みぞ埋うめめ・榎えの放はな了・頻しき萌もき・串くし刺さ

の罪を列挙してゐる。

大祓の詞は、天の罪として、次のハ

前節において指摘しようた。

驚おどきて、梭ひに陰上ほとを衝つきて死しにき。

に剝むぎて墮おとし入いるる時に、天の服織ふく女見に

其の服屋ふくやの頂むねを穿うち、天の斑馬ふらこまを逆剝さかむぎ

屋やに坐まして、神御衣織かむみぎしめたまひし時

すスサノヲの「為行」を、書紀本文と書紀第  
 三の一書に言う馬伏せを除いて、あまた所な  
 く包含してゐる。この点に着目するがゆゑ、大祓の詞「が  
 天の岩屋神話」に「<sup>の尊入部</sup>基ブ」して、「天ヲ罪」とい  
 う概念をもち出してゐることは疑えなからず。そ  
 れゆゑ、「大祓の詞」を唱えた神官、および  
 それが唱えられる場を共有した古代人たるは、  
 「天ヲ罪」を神代（高天原）に淵源をもつ罪  
 と観い、かつそこに、スサノヲの乱行のイメ  
 ージを重ね合わせたりいたと考へられ、言ひ



さ	そ	た	ノ	サ	さ		と	の	か
採	の	か	ノ	ノ	採	し	し	罪	え
ら	た	と	の	ノ	る	た	て	と	れ
な	め	い	罪	の	た	が	も	し	ば
け	に	う	が	乱	め	っ	観	て	、
れ	は	点	ど	行	に	て	念	の	天
ば	ま	を	の	、	は	、	さ	め	フ
な	ず	明	の	ナ	、	天	か	な	罪
ら	、	ら	よ	な	、	フ	て	ら	、
な	天	か	う	あ	天	罪	り	ず	は
い	の	に	な	ろ	、	、	た	、	、
。	山	し	罪	高	古	い	と	人	の
	石	て	と	天	代	う	言	の	世
	屋	お	し	原	人	罪	え	の	(人代)
	神	く	て	に	の	概	よう	ス	の
	話	必	認	お	あ	念		サ	罪
	の	要	識	け	い	の		ノ	
	意	が	さ	る	た	意		の	
	味	あ	か	ス	で	味		罪	
		る	て	サ	ス				
		。	い						

は格と有する

神



第三節

「天の岩屋神話」

と宮廷祭祀

「天の岩屋神話」のあうましは、次の通り  
である。

スサノヲの乱行に激怒した（あるいはそ  
れを「見畏<sup>みかしこ</sup>」んだ）天照大神は、天の岩  
屋にこもってしまふ。その結果、大合の  
内は、闇にとさされる。困惑した高天原



が、とりわけ目立つのが、アメノウズメの活躍である。それについて記紀は、次のように記してける。

書紀本文

又また援たす女の遠祖天鈿女命あめのうづめのみこと、則すなはち手に茅か纏まきの

稍ほこ玉たま持もち、天石窟戸あまのいわほの前に立たして、巧たくみ

に作あ俳あ優ます。亦また天香山あまのかみやまの真ま坂さか樹きを以もてか鬘まげ

にし、蘿ひのちを以もて手て纏まきにし、火ひ處ところ焼やき、

覆う槽せ置おせ、頭かぶ神かみ明あ之の憑た談だんす。

古事記

天あま宇のう受う売め命のみこと、天香山あまのかみやまの天あまの日影ひかげを手て次つぎに

踏 ん ど り し て う ち 鳴 ら ず さ ま ま を 描 い て い る の	ズ メ が 麻 笥 を 逆 さ に し て 、 そ れ を た た い た り	日 本 書 經 に 上 ・ 補 注 1 1 ハ 四 参 照 。 記 紀 は ・ ウ	麻 <small>み</small> 笥 <small>け</small> の こ と で あ る （ 岩 波 日 本 古 典 文 学 大 系 の	ウ ケ を 伏 せ る と い う 行 為 で あ る 。 ウ ケ と は 、	こ こ で 目 ざ ひ く の は 、 記 紀 と も に 言 及 ぶ る	胸 <small>むね</small> 乳 <small>ちち</small> を 掛 き 出 で 裳 <small>も</small> 緒 <small>ひも</small> を ほ と に 忍 し 垂 れ き	け 伏 せ て 踏 み と ど ろ こ し 、 神 <small>かむ</small> 懸 <small>が</small> り し て 、	小 <small>こ</small> 竹 <small>たけ</small> 葉 <small>は</small> を 手 <small>た</small> 草 <small>くさ</small> に 結 <small>む</small> ひ て 、 天 の 岩 屋 戸 に う	繫 <small>か</small> け て 、 天 の 真 <small>ま</small> 折 <small>せ</small> を 縷 <small>いと</small> と 為 <small>い</small> て 、 天 香 山 の
---	--	---	---	--	---	---	--	--	--

である。

後世の諸史料をうかがうに、うぐす伏せる

という行為は、宮廷の鎮魂祭に深く関わる行

為である。たとえは、江家次

第の鎮魂祭の条には、御巫衝宇気とある。

また、貞観儀式の同条には、

大蔵録以安芸木綿二枚、実於管中進置伯前

御巫覆宇気槽立其上以杵撞槽。毎十度畢

伯結木綿髪。訖御巫舞。訖次諸御巫媛女

舞。

と  
いう記事が見える。これらの記事によつて

鎮魂祭がウケを伴つていたこ

と  
が知られよう。

また、江家次第の（鎮魂祭の条）には、

神祇官一人、進結糸於葛笠自至す。此間女

官蔵人開御衣笠振動。

と  
あり、<sup>コト</sup>政事要略の（鎮魂祭の条）には、

令内蔵寮持御服置机上、向宮内省衝宇氣文

間、蔵人開御版箱振動。

と  
いう清涼記の記事が引かれてゐる。

右の諸史料を総合すれば、鎮魂の儀礼におい

ては、ウケ（ウケフネ）を十回つくあいに

（その間、神琴が奏せられたらしい）、天皇の

衣を収めた筈が振り動かされたことがわかる。

令義解（巻一、職員令）は、鎮魂についで、

次のように説明している。

謂鎮安也。人陽氣曰魂。魂運也。言招（離）

遊之運魂、鎮（身体中）。故曰鎮魂。

これによれば、鎮魂とは、魂が遊離するのを

防ぎ、しっかりと身中に鎮安するこゝと意味



・	身	に	新	ま	ち	め		ナ	し
更	体	行	し	身	じ	と	古	る	て
新	に	わ	な	中	る	し	代	意	い
ナ	附	れ	け	に	し	て	日	義	た
る	着	る	れ	招	く	動	本	は	と
儀	せ	宮	ば	き	衰	植	人	、	解
式	せ	廷	な	入	え	物	の	そ	せ
で	、	の	ら	れ	る	の	考	れ	ら
も	そ	鎮	な	る	。衰	生	え	た	れ
あ	の	魂	い	こ	え	命	方	け	る
っ	生	祭	、	と	た	力	に	に	。だ
た	命	は	毎	に	生	は	よ	は	が
。	力	、	年	よ	命	、	れ	尽	、
	(	外	十	っ	力	冬	ば	き	鎮
	威	来	一	て	は	期	、	た	魂
	力	魂	月	、	は	に	人	い	の
	)	を	中	回	、	な	間	。	儀
	を	天	寅	復	外	る	を	が	
	回	皇	の	・	来	と	は	有	
	復	の	日	更	魂	い	じ		

「開御衣筥」振動」といふ行為は、外來魂を  
 招いて、それを天皇自身に見立てた筥の中の  
 御衣に附着させるための呪法としてとり  
 行われたと解せられる。<sup>（前掲）</sup>貞観儀式の記事  
 には、御巫がウケフネを十四フキおあると、  
 アメノウズメの子孫たち、<sup>（アサカ）</sup>猿女が舞ったと  
 ある。これによれば、猿女は、舞（鎮魂の  
 歌舞）を以て、天皇の生命力を回復・更新  
 する呪法に与つたこととなる。

一方、  
 記紀の「天の岩屋神話」において、

気 立 其 上 以 梓 撞 槽 と ハ ウ 儀 式 と 反 映 し 、 ま	了 こ ト フ と ハ ウ 行 為 は 、 鎮 魂 祭 の 、 御 巫 覆 宇	す な わ ち 、 ウ ズ メ の 、 う け 伏 せ 、 踏 み と ど	ら の 行 動 を 象 徴 し て い る よ う に 見 受 け ら れ る。	す と あ る ハ 、 鎮 魂 祭 に お け る 猿 女 や 御 巫	態 （ 書 紀 本 文 に は 、 覆 槽 置 せ 、 頭 禊 明 之 憑 談	裳 箱 を ほ と に 忍 し 垂 れ （ 古 事 記 ） と い う 狂	う け 伏 せ 、 踏 み と ど ろ こ し 、 神 懸 り し て 、	な 行 動 を 示 す 。 そ の 狂 的 な 行 動 、 わ け て も 、	猿 女 の 遠 祖 ア メ ノ ウ ズ メ は 、 岩 戸 の 前 で 狂 的
---	--	---	---	--	--	---	---	--	--

(貞観儀式)

れ る 。 ナ な わ ち 、 記 紀 の 「 天 の 岩 屋 神 話 」 に	鎮 魂 祭 と の あ い た に 、 密 接 な 関 係 が み と め ら れ	願 慮 す る な ら ば 、 記 紀 の 「 天 の 岩 屋 神 話 」 と	が 投 影 （ ナ ） を い る と 、 解 せ ら れ る 。 こ の 点 を	行 動 に は 、 鎮 魂 祭 に お け る 猿 女 や 御 巫 の 活 動	た 高 天 原 の 神 々 の 祭 に お け る ア メ ノ ウ ズ メ の	以 上 の よ う に 、 天 の 岩 戸 の 前 で と り 行 わ れ	よ る 鎮 魂 の 歌 舞 を 象 徴 し て い る と 考 え ら れ る 。	る 様 は 、 猿 女 お よ び 、 諸 御 巫 （ 貞 観 儀 式 ） に	た 、 胸 乳 を 掛 き 出 で 、 裳 縷 を ほ と に 忍 し 垂 れ
--	---	--	---	--	--	---	---	--	--

関		る。	念	い	に	れ	の	れ	は
係	た		さ	い	に	る	緑	た	、
に	だ		れ	い	に	。	起	た	鎮
、	し		て	い	に	し	譚	た	魂
一	、		た	た	に	た	と	と	祭
個	鎮		た	た	に	が	し	し	を
の	魂		の	た	が	っ	て	て	物
独	祭		の	宮	て	、	の	の	語
立	は		は	廷	天	、	側	側	化
し	、		な	の	の	、	面	面	す
た	他		か	鎮	天	天	が	、	る
祭	の		っ	魂	の	の	存	換	こ
儀	祭		た	祭	岩	側	し	言	と
と	と		か	に	屋	面	て	す	に
し	は		、	関	神	が	い	れ	よ
て	ま		と	わ	話	存	る	ば	っ
行	っ		推	る	の	て	と	、	て
わ	た		定	罪	の	い	考	鎮	構
れ	く		し	と	導	る	え	魂	成
て	無		う	し	入	と	ら	祭	さ
				て	部	考			
				観		え			
						ら			

いたわけではなかつた。<sup>1)</sup> 令集解<sup>2)</sup> 卷七(神  
 祇令) 所載の穴記<sup>3)</sup> からの引用文には、踐祚大  
 嘗祭の致齋は、丑日より卯日に至る三日間であ  
 り、鎮魂祭は、<sup>4)</sup> 其の中に在るのみ(在<sup>5)</sup> 其中)であ  
 ると記されてゐる。この引用文は、鎮魂祭と  
 大嘗祭とが密接かつ不可分に結びつてゐた  
 こと、<sup>6)</sup> ちなわち、鎮魂祭が大嘗祭の一部とし  
 てその一環を成してゐたことを明示してゐる。  
 上述の如く、<sup>7)</sup> 記紀の「天の岩屋神話」には、  
 鎮魂祭の縁起譚としてその一面が存する。<sup>8)</sup>

う	ま		で	単	に	諸	て	着	し
一	で	、	あ	なる	描	神	い	做	、
事	も	天	る	る	か	の	る	フ	こ
で	な	の	る	鎮	れ	活	こ	わ	の
あ	く	岩	。	魂	た	動	と	け	神
る	、	屋		祭	た	の	や	に	話
。	天	神		に	祭	仕	、	は	を
こ	照	話		は	は	方	あ	ゆ	鎮
の	大	、		尽	、	な	る	か	魂
一	神	の		き	国	ど	い	な	祭
事	が	基		な	さ	に	は	い	の
さ	岩	軸		い	と	着	ア	。	み
、	屋	を		と	よ	目	メ	ハ	を
鎮	に	成		考	も	了	ノ	百	反
魂	こ	了		え	す	れ	コ	万	映
祭	も	の		ら	大	ば	ヤ	神	す
の	、	は		れ	祭	、	ネ	が	る
反	た	、		る	で	こ	以	参	も
映	と	言		か	あ	の	下	集	の
と	い	う		ら	、	神	の	し	と

註

して説明することにはできな  
 い。  
 六記が指摘するよう  
 に、鎮魂祭は大  
 嘗祭の一環を成す。  
 その大嘗祭の中核をなす  
 のは、天皇が大嘗殿にこも  
 った新穀で作  
 た御酒・御饗を祖神と共  
 餐し、かつ神座で合  
 にくるまるとして、天照大  
 神の御孫と  
 して再生する儀式である。  
 この儀式にお  
 いて、  
 天皇（新帝）は、死と復活  
 の擬態を演ずる。  
 つまり、即位以前の身分者  
 として死に、天  
 照大神じきじきの御孫とし  
 て復活する。天の



合	魂		と	再	い	た	の	こ	岩
っ	祭		推	生	う	ん	こ	の	屋
て	の	本	測	の	天	岩	の	天	神
い	要	節	し	儀	照	屋	は	皇	話
る	素	の	う	式	大	に	な	に	し
こ	と	如	る	に	神	こ	い	よ	(新帝)
と	大	上	。	つ	の	も	か	る	に
に	當	の		り	行	っ	と	死	お
な	祭	天		の	動	た	考	と	け
る	の	の		神	は	後	え	復	る
。	そ	岩		話	、	に	ら	治	天
し	れ	屋		的	大	再	れ	の	照
た	と	神		表	當	び	。	擬	大
が	が	話		で	祭	そ		態	神
っ	、	し		は	に	こ		を	の
て	相	の		な	お	か		象	岩
、	互	中		い	け	ら		徴	屋
天	に	で		か	る	出		ナ	ご
の	絡	は		、	御	る		る	も
岩	み	、		、	孫	も		も	り
		鐘				と		は	は

「祭素によれば」

現

屋神話には、一個の独立した祭祀としての  
 鎮魂祭が反映してゐるわけではなく、  
 その一部として包括するところの大祭、すな  
 わち大嘗祭が反映してゐると考えなければなら  
 ない。そう考えた場合、天の岩屋神話の  
 導入部に配され、天照大神の岩屋ごもりさひ  
 き起こした主原因として描かれるスサノヲの  
 乱行が、たまたま十一月月中寅の祭儀 || 鎮魂祭  
 にのみ関わる罪として觀念されてゐたとは言  
 えな<sup>い</sup>。 古代人は スサノヲの乱行、すなわち、大祓の

詞に言う天ノ罪を、丑日より卯日に至る一

連の祭儀、ナ互わち「鎮魂の儀さなくむところの

大嘗といいう国さよもす大き互祭(西御信綱

古事記の世界にハ大ページ)に關ある罪とし

て認識していたのではなかつたか、と考えら

れる。

第四節 大嘗祭を汚す罪

従来の研究の中には、「天つ罪」は、

(A) 農耕を妨げ、ひいては農耕を基盤と

する共同体の社会秩序を侵害する罪

(B) 共同体内し呪術宗教集団の祭祀を

汚す罪

の二類に分類することができることと説くものが

ある。<sup>(5)</sup>

田の灌漑施設を破壊し、かつ田地の収益・  
 占有等の権利をおかすことは、農耕を侵害す  
 ることを意味する。したがって、畔放ち・溝  
 埋め・樋放ち（灌漑施設の破壊）、および頻  
 き・串刺し（田地の収益権・占有権の侵害）とい  
 ったような罪が(A)に属することは疑えな  
 い。また、大嘗の祭場に大便を散らしたり、神  
 衣を織る服屋（服殿はたどの）に皮を剥いだ馬を投げ  
 いられたりすることは、言うまでもなく、祭祀  
 に対する冒瀆である。生け剥ぎ・逆剥ぎ・屎

戸は、明らかに(B)に属する。

このように、しいて分類するとなれば、天

に属するものの罪

フ 罪は(A)(B)二類に分けることもできよう。

しかしながら、筆者には、分類して把握しよ

うという試み自体が有意(義)であると

は思えな<sup>い</sup>。なぜなら、それ

ハフの罪は、いざれも大

嘗祭に關わる<sup>罪である</sup>とい<sup>う</sup>点において、<sup>ラベ</sup>同一の範疇

に属するからである。

記紀によれば、解放ち・溝埋め・植放ちは、

ろ	要	行	御	な	御	て	御	そ	広
・	す	為	田	ら	田	描	田	れ	く
頻	る	に	に	し	に	か	一	さ	衆
蒔	に	ほ	に	め	種	れ	(	は	庶
き	・	か	に	る	子	て	)	、	の
・	記	な	棒	行	と	い	の	高	田
串	紀	さ	を	為	重	る	の	天	の
刺	は	な	刺	で	ね	。ま	支	原	の
し	・	い	し	あ	て	た	配	の	経
さ	畔	。	立	り	・	・	者	の	営
・	放		て	、	頻	・	た	に	に
農	ち		て	串	蒔	・	る	関	わ
耕	・		、	刺	き	・	天	わ	る
一	溝		そ	し	と	は	照	犯	罪
般	理		れ	と	は	、	大	罪	で
に	め		と	は	、	大	神	は	な
関	・		横	、	神	の	の	い	。
わ	楯		領	大	の	と	し		
る	放		す	神		し			
罪			る	の					

としてではなく、天照大神の「御田」（「嘗田」）  
 における農耕を侵害する罪として描かれている。  
 「天の山屋神話」全体に、鎮魂の儀を内含す  
 るところの大嘗祭の反映と見れば、天照大神  
 自ら「御田」を所有するといふ叙述は、大嘗  
 祭の共餐式（天皇が新穀で作った御酒・御饌  
 を祖神と共食する儀式）へとつながってゆく  
 田の経営についての神話的表現と解せられよ  
 う。したがって、天照大神の「御田」におけ  
 る農耕を侵害する罪として描かれた右の五つ



馬		行	る	し	こ		か	う	の
を	書	為	の	て	と	屎	ん	に	罪
畜	紀	、	は	観	が	戸	ず	、	は
販	本	ナ	、	せ	、	、	る	大	、
殿	文	な	畜	さ	古	マ	罪	嘗	フ
に	本	わ	販	れ	代	リ	、	祭	と
投	に	ち	殿	て	人	大	あ	へ	に
げ	よ	生	に	い	の	嘗	っ	と	西
い	れ	け	皮	た	あ	目	E	収	郷
れ	ば	剥	を	こ	い	の	と	斂	信
た	、	ぎ	剥	と	た	祭	言	さ	網
と	ス	・	い	は	だ	場	え	れ	氏
き	サ	逆	た	、	で	に	よ	る	が
、	ノ	剥	馬	と	大	大	う	べ	指
そ	ヲ	ぎ	を	論	嘗	便	。	き	摘
こ	ガ	で	投	ず	祭	さ		田	し
で	皮	あ	げ	る	を	し		の	て
は	を	る	い	も	汚	散		経	い
、	剥	。	れ	な	ナ	ら		営	る
天	い		る	い	罪	す		に	よ
	た			残	と				

(新編書六九ページ)

天照大神は、	た	思	て	何		っ	た	は	照
大日靈貴・大日靈尊などとも	っ	い	指	と	高	て	い	神	大
	て	を	定	し	天	い	誰	への	神
	く	致	さ	て	原	た	に	の	が
	る	す	れ	も	の	の	（	捧	自
	よ	た	る	奇	最	た	）	げ	ら
	う	ら	以	妙	高	る	神	も	神
	に	ほ	前	で	神	う	に	の	衣
	思	、	の	あ	が	か	）	ど	を
	わ	納	天	る	他		捧	あ	織
	れ	得	照	。	の		げ	る	っ
	る	の	大	し	神		る	た	て
	。	ゆ	神	か	に		た	め	い
		く	本	し	奉		に	そ	た
		説	来	、	仕		そ	れ	と
		明	の	皇	す		れ	を	い
		も	在	祖	る		織	は	う
		可	り	神	の			、	。
		能	様	と	は			い	神
		に	に	し	、			っ	衣

は	め	巫	さ	っ	日		た	来	称
な	に	女	織	た	神	日	こ	日	せ
り	産	が	る	か	の	神	こ	神	ら
か	着	、	と	。 <small>い う 挿 話</small>	御	の	と	の	れ
、	さ	新	は	書	子	妻	を	妻	る
と	織	た	、	紀	の	、	示	な	。
推	る	に	日	本	の	あ	唆	い	こ
測	と	生	神	文	の	る	し	し	ゆ
し	い	ま	の	に	巨	て	て	は	の
う	う <small>古</small>	れ	妻	伝	め	い	り	日	別
る	伝 <small>古</small>	る	も	え	に	は	。	神	名
。	承	べ	し	ら	産	日		に	は
	さ	き	く	れる <small>天</small>	着	神		仕	、
	受	日	は	天	を	に		え	天
	け	神	日	照	織	仕		る	照
	継	の	神	大	っ	え		巫	大
	ぐ	御	に	神	た	る		女	神
	も	子	仕	自 <small>古</small>	の	巫		で	が
	の	の	え	ら	で	女		あ	元
	で	た	る	神	は	は		っ	
				衣	、				

高天原カシ

大	フ	出	ニ	天	話	フ	は	追	記
神	な	る	ニ	孫	と	ま	さ	放	紀
が	け	る	ギ	降	と	り	ん	さ	の
織	て	る	ノ	臨	天	、	で	れ	の
る	読	る	ミ	神	孫	高	、	た	文
神	ん	天	コ	話	降	天	天	ス	脈
衣	で	の	ト	に	臨	原	孫	サ	に
と	み	岩	が	よ	神	の	ノ	ノ	お
は	る	屋	降	れ	話	物	ヲ	と	い
、	と	神	臨	は	と	語	と	そ	て
ニ	、	話	神	、	は	と	へ	の	、
ニ	斎	と	と	天	直	し	と	子	天
ギ	服	天	し	孫	結	て	フ	孫	の
ノ	殿	孫	て	降	し	は	な	た	岩
ミ	に	降	新	臨	て	、	が	さ	屋
コ	お	臨	た	に	い	天	っ	の	神
ト	い	神	に	際	る	の	て	物	話
に	ふ	話	に	し	。	岩	ゆ	語	と
使	天	と	ま	て	そ	屋	く	を	は
さ	照	さ	れ	、	の	神	。		、

し	あ	て	は	大	生	け	い	こ	る
て	い	、	こ	嘗	誕	て	の	の	べ
理	た	天	と	の	と	解	の	よ	き
解	で	照	さ	儀	天	す	う	う	産
さ	は	大	ら	れ	孫	る	に	に	着
れ	、	神	に	と	降	こ	、	あ	で
て	大	の	強	密	臨	と	天	っ	あ
い	嘗	神	調	接	と	い	照	た	と
た	祭	衣	す	不	い	か	大	と	考
の	に	さ	る	可	う	で	神	え	え
で	向	織	ま	分	神	き	自	ら	れ
ほ	け	る	で	な	話	る	ら	ら	る
存	て	行	も	関	上	。	神	る	。
か	行	為	な	係	の	ニ	衣	る	
っ	わ	は	い	と	で	ニ	さ		
た	れ	、	い	有	き	ギ	織		
サ	る	古	。	あ	こ	ノ	っ		
、	行	代	し	る	と	ミ	た		
と	為	人	た	こ	が	コ	と		
考	と	の	か	と	、	ト			
			っ	と		の			

えられる。このように解するならば、生け剝  
 ぎ・逆剝ぎ、すなわち、畜服殿の中に皮を剝  
 いた馬を投げられる行為もまた、他の大の  
 罪と同様に、大嘗祭を冒瀆する罪としての性  
 格を濃厚に帯びていることになる。

本章のこれまでの考察によれば、大祓の詞  
 が列挙する八つの罪は、いづれも大嘗祭に

「大嘗祭」として

関わる罪、すなわち鎮魂の儀を内含するこ  
 の大嘗祭を汚す罪であつたと解せられる。

たむし、この祭を直接汚すものは屎戸の

対	の	に	も	な	い	れ	し	汚	み
ナ	詞	弓	な	祭	ガ	る	て	す	で
る	、	引	お	儀	れ	以	の	も	あ
反	に	く	さ	で	に	前	そ	の	り
逆	言	こ	ず	あ	し	の	れ	で	、
罪	う	と	朝	つ	て	年	で	あ	そ
と	、	と	廷	た	も	毎	る	が	の
し	天	と	を	。大	皇	の	が	。――	他
て	フ	意	蔑	嘗	・	大	――	大	は
の	罪	味	る	祭	朝	嘗	嘗	嘗	イ
性	、	す	に	を	廷	祭	祭	祭	ガ
格	と	る	し	汚	に	と	は	は	れ
さ	は	。し	、	す	と	つ	新	は	も
濃	、	た	カ	こ	、	て	嘗	、	そ
厚	皇	ガ	フ	と	は	の	祭	即	れ
に	室	ッ	皇	は	、	そ	と	位	と
も	・	て	室	、	と	れ	区	儀	間
フ	朝	、	・	と	リ	で	別	礼	接
罪	廷	、	朝	と	最	あ	さ	と	的
で	に	大	廷	り	も	れ	こ	に	に
		祓			重	、			
		禊			要				

皇室

の権威

(8)

あつたと考えられる。

すでに本章第一節において指摘したように、

「大赦の詞」は、皇室・朝廷との関係の深淺

を基準とする「アメリカニ双分法」に基づい

て「天ノ罪」と「国ノ罪」とに分類してゐる。

「大赦の詞」は、皇室・朝廷の権威に関わる罪

であるがゆえに、解放以下ハツの罪を「天

ノ罪」と呼んだのである。一方の「国ノ罪」

とは、皇室・朝廷の権威とは直接の關係のな

い罪であるうと予想される。それは、  
(2)  
「国ノ罪」とは  
は、  
た



い  
ど  
の  
よ  
う  
な  
性  
格  
を  
有  
す  
る  
罪  
で  
あ  
ら  
ば  
の  
か  
ら

筆  
者  
は  
次  
に  
、  
こ  
の  
点  
を  
追  
究  
し  
な  
け  
れ  
ば  
な  
ら  
な  
い

い  
。

第五節

「国つ罪」と幸福主  
義的倫理観

大赦の詞が「国つ罪」として列挙する  
のは、次の十四の罪である。

生イサノヒ膚断ヒる・死シノヒ膚断ヒる・白シロ人ヒト・こくみ・お

のが母犯せる罪・おのが子犯せる罪・母

と子と犯せる罪・子と母と犯せる罪・畜ケモノ

犯せる罪・昆ワタ虫ムシのわびほし火ヒ・高タカつ神カミの災ヒ・高

つ鳥トリの災ヒ・畜ケモノ休ヒし・虫ムシ盤ヒ物モノたる罪



厳格や梅毒に閉ざって、 けではない。こ	生活一般に関わる罪であって、 皇室・朝廷の尊	一見して明らかなように、 これは人間	れをれ指して、 考える。	もたさされる災害を、 呪術の悪用を、そ	タブーの侵犯を、 ④は鳥虫・雷などに、	は白子・瘤腫などの肉体的疾患を、 ③は性的	の五群に分かれ、 ①は傷害・殺人の罪を、 ②	⑤畜牲し、 盡物する罪	④昆虫の災・高つ神の災・高つ鳥の災。
------------------------	---------------------------	-----------------------	-----------------	------------------------	------------------------	--------------------------	------------------------------	----------------	--------------------

のみ深く

⑤



い	も	に	て	て	人	従	な	要	な
う	の	求	、	人	の	来	い	と	い
語	も	め	そ	が	の	の	所	し	。
の	あ	る	こ	が	行	末	以	な	わ
明	る	る	で	蒙	為	の	で	が	れ
確	。	思	は	る	そ	の	あ	わ	れ
な	だ	想	ま	禍	の	も	る	れ	が
使	が	は	だ	害	の	の	。	が	そ
い	、	確	、	を	の	の		そ	の
分	罪	立	道	問	で	は		の	点
け	ト	さ	徳	題	は	な		説	に
は	と	れ	的	に	く	、		明	フ
、	い	て	責	し	、	そ		が	フ
こ	う	い	任	て	の	の		け	フ
の	語	な	を	い	行	詞		、	い
祝	と	い	そ	る	為	し		し	て
詞	、	と	の	だ	に	は		て	の
の	笑	主	人	け	よ	、		容	説
成	、	張	自	で	、			易	明
立	と	ア	身	あ				で	を
		る		、				は	、

に関して古代人たちは、主体的意志に起因  
 するかどうか——つまり帰責可能性 (Imputabilität)  
 の対象となりうるかどうか——を基準にして、  
 行為や事柄を二類に分類していたことと云、如  
 実に示している。  
 要するに、大袂の詞は、人為的犯罪と自  
 然的な災と云は、きりと區別し、フモ、兩者  
 云、罪といいう概念によつて一括してゐると  
 言えよう。  
 筆者には、大袂の詞は、*malum morale* (倫

理的悪) のみならず *malum physicum* (自然的悪)

もまた罪であると考えるとき、<sup>(12)</sup> 立つ

うに思われる。

*malum physicum* は、個々の主体的意志とは無

関係であり、それによって個々の倫理的・

道徳的責任を問うことにはできない。一方、

*malum morale* は、<sup>個人は</sup> 個々の主体的意志に起因す

るがゆえに、それによって倫理的・道徳的責任

を問われる。帰責可能性の有無と、この観点が

異なる場合には、*malum morale* と *malum physicum* と



罪	既	範	か	と	は	立	行	し	は
は	述	疇	つ	malum	認	つ	に	か	対
、	の	に	良	physicum	め	場	多	し	蹠
広	如	属	好	とは	う	合	大	な	的
く	く	す	な	は	水	に	な	が	な
衆	、	と	運	、	な	は	価	ら	閥
庶	大	と	行	と	く	、	値	、	係
の	核	看	を	も	な	両	を	人	に
日	の	做	阻	に	な	者	求	間	あ
常	詞	し	害	人	る	の	め	生	る
生	、	う	す	間	。	あ	る	活	と
活	に	る	る	生	そ	い	幸	の	言
に	お	か	悪	活	の	た	福	正	わ
関	い	ら	と	の	場	に	主	常	ざ
わ	て	で	し	合	合	決	義	か	る
る	は	あ	て	に	は	定	的	つ	を
罪	、	る	、	malum	、	的	倫	良	え
と	国	。〃	月	morale	malum	な	理	好	な
して	つ		一		morale	な	観	な	い
			の			差	に	運	。〃
						違			

志に従って犯す悪行も人間の意志とは無関係に	とと厳密に區別する一方で、人間が自らの意	けることにはよって、malum morale と malum physicum	「罪」という語と「災」という語とを使ひあ	ともmalum physicumである。大袂の詞は	は、リブレもmalum moraleであり、②・④は、	十四個五類の「国ヲ罪」のうち①・③・⑤	る罪に言及してゐる。①・③・⑤	理観に立って、この「衆庶の日常生活に關わ	措定されてゐる。「大袂の詞」は、幸福主義的倫
-----------------------	----------------------	---	----------------------	---------------------------	-----------------------------	---------------------	-----------------	----------------------	------------------------

起こる自然的災禍も、家庭の生活を阻害し、

彼らの幸福を奪うといふ点では、ま、た、同

一の悪(罪)であるといふ観点から、malum

morale (①・③・⑤) と malum physicum (②・④)

とを同列にとり扱つてゐるのではなりかと思

われる。

第六節

幸福主義的倫理觀と

政治的倫理觀

以上のようにならば、<sup>「四つ四種として」</sup>生活断ち以下十四の罪を列挙

する際、「大赦の詞」は、衆庶の日常生活の正

常かつ良好な運行に大きな価値を見出す倫理

観、すなわち幸福主義的倫理観に立つて来た

と考えられる。だが、「天つ罪」として昨放

以下のハフの罪を列挙するとき、<sup>（おま）</sup>この祝詞が

皇室・朝廷に服することに大きな価値を見	として教えあげていると言えよう。	観に立って、解放する以下のハフ罪さ、天フ罪	権威に服することには大きな価値を見出す倫理	ある。	はなり。皇室・朝廷の権威を無みするからで	のは、それが衆庶の生活を阻害するからで	刺し・生け刺ぎ・逆刺ぎ・屎戸を罪と看做す	、大秘 <small>の詞</small> が、解放する・溝埋め・頓時き・串	幸福主義的倫理観に立って、いたとは言えない。
---------------------	------------------	-----------------------	-----------------------	-----	----------------------	---------------------	----------------------	--	------------------------

出す倫理観を、本稿では、政治的倫理観と呼ぶことにしたい。

政治的倫理観は、律令制を基盤とする

中央集権的統治体制が形成・確立されてゆく

過程において、さかんに鼓吹・宣揚された。

たとえば、人麻呂の言筈讃歌や持統朝の「官

僚の作」藤原の宮の役民の作る歌などは、

この倫理観を鼓吹・宣揚するものにはかな

さない。

古代国家、わけても、古代律令制の形成・

確立期の貴族・官僚たちのあいだでは、政治  
 的倫理観が<sup>①</sup>家庭の日常生活に關わる幸福主義  
 的倫理観に優先する傾向が根強い。もとより、  
 このことは、古代律令制国<sup>②</sup>政治的倫理観に基  
 づく価値判断と、幸福主義的倫理観に基づく  
 価値判断とが<sup>③</sup>常時対殺し続けられたことを意味し  
 てい<sup>④</sup>るわけではな<sup>⑤</sup>い。大坂の詞<sup>⑥</sup>が政治的倫  
 理観に基づく罪の規定と、幸福主義的倫理観  
 に基づくそれとを並立させている点<sup>⑦</sup>かに、政  
 治的倫理観と幸福主義的倫理観とは、相互に

①、前者が後者を圧

②家において

⑦は推す

矛盾なく両立することが多かたのてはな  
 かと考えられる。ことに、政治的倫理観が儒  
 教的パターナリズムと結びいた場合には、  
 それは自身の内に幸福主義的倫理観を内含し  
 えたことさえ推断しうる。  
 しかしながら、そのような場合、すなわち、  
 政治的倫理観が慈悲主義の衣をまと  
 う場合に  
 すると、時として皇室・朝廷への忠誠を重視す  
 る思考(皇室)（朝廷の権威に服すべきこととを強調す  
 る考え）と衆庶の幸福に重きを置く思考（衆



底の日常生活の正常かつ良好な運行を重視す  
 る考え。とのあいだに齟齬が生ずることがあ  
 った。そうした齟齬に直面したとき、古代日  
 本人は、いつたに何を思い、どのような態度を  
 とったのだらうか。筆者には、この点を明ら  
 かにしたい。かきり、古代日本人の倫理観をよ  
 りいっそう掘り下げ、理解することにはできな  
 いように思われる。

注

(一) 古事記は、天照大神がスサノヲの乱

行を「見畏<sup>ミカシ</sup>」んだ、と記している。

(二) この点については、折口信夫「大嘗

祭の本義」(全集第三卷)、西郷信綱「古事

記の世界」ハニスハニページ、園田精司「古代

王権の祭祀と神話」六セページ以下等々参照。

(3) このことは、西郷信綱氏が指

揃いてゐる。前掲書ハ六ページ参照。

(4) 大嘗の祭儀について、井上辰雄の

古代王権と語部の 三六ページ以下、松前健の

古代伝承と宮廷祭祀の 三七ページ以下、岡田

精司・前掲書十五ページ以下等々参照。

(5) 井上光貞の日本古代国家の研究の ニ

五九ページ、岩波日本古典文学大系の 日本

書紀の 上・補注 1175等にこの種の指摘が

見える。

(6) 書紀本文、同一書、古事記の中で、

古 典 集 成 の 古 事 記 に 等 々 ） け れ ど も 、 こ	御 信 綱 の 古 事 記 注 釈 の 第 一 卷 、 新 潮 日 本	る 様 を あ ら わ す と 解 す る む き も 多 し （ 西	か て 、 こ の 一 文 を 天 照 大 神 自 ら 神 衣 を 織	未 の 研 究 の 中 に は 、 書 紀 本 文 に ひ き か さ	ら し め た ま ひ し 所 に …… と あ る 。 従	古 事 記 に は 、 天 照 大 御 神 …… 神 御 衣 織	一 書 で は 、 稚 日 女 尊 が そ れ を 織 っ て い る 。	の は 、 書 紀 本 文 の み で あ る 。 書 紀 第 一 の	天 照 大 神 が 自 ら 神 衣 を 織 っ て い た と 記 す
--	--	--	--	--	--	---	---	--	--

れは誤読であらう。「しむ」の敬語の助動

詞としての用法が上代において確例を見

ない点（三省堂『時代別国語辞典』上代

編参照）、および原文に「令織神御衣」<sup>大</sup>「時

とある点、さらには「スサノヲが馬を投

げられたとき、<sup>天即天神ではなく</sup>天の服織女が死んだと

ある点などを総合すれば、古事記の天照

大神は、自ら神衣を織っているのではな

く、服織女に命じてそれを織らせられる

と解さなければならぬ。宣長も「さて

此コは大御神の御手ミテ自織オラたまふには非ヒず、  
 衣織ミソ女メさして織オラしめ給ふなりシ、古事記  
 伝ツハハ文卷マキと述べている。――記伝  
 は、さらに、書紀本文にツいても、書紀  
 も同じことなり、然るを御手ミテが織オリ  
 たまふと云説は誤なりと説くけれども、  
 これには根拠がない。――  
 (7) 筆者の解説によれば、天皇の死と復  
 活の擬態は、一方では天照大神の岩屋イハヤ  
 もりとして(本章第二節参照)、もう一方

では天孫降臨として、二重に神話化されて  
 いると考えられる。

(8) 元来、大嘗・新嘗の区別はなかつた。

律令的な即位儀礼としての大嘗が定めら

れたのは天武朝のころのことではなかつ

たかと考えられる。この点については、

岡田精司・前掲書第I部第一参照。

(9) ①⑤の解釈について、時代別

国語大辞典の上代編・国民古典全書の中古事

記・祝詞・宣命、山石波日本古典文学大系

古事記・祝詞等参照。

(10) この点については、先学によつて

さまざまなる角度から説明が試みられてい

る。たとえば、津田左右吉は、『大赦の詞

においては道德的な罪が問題になつてい

るのではなく、悪しき神や人間の行為に

よつてもたはらされる禍害が問題になつて

いると説く。『日本上代史の研究』第三

篇第一(孝)。また、井上光貞はこの祝詞

に言う罪とは、罪そのものではなく、罪



の災氣、であるとして述べられている。井上説は、  
 大祓とは、人の犯した罪の災氣を天災と  
 さす祓い清める儀式であつて、罪そのものの  
 と天災とを祓い清める儀式であつたので  
 はなると主張する（『日本古代国家の研究』  
 二六三、二六四ページ）。さらにまた、西御信綱  
 氏は、古代人にとって災は邪靈のしわざ  
 であり、それゆゑに罪であつたと説く（  
 『古事記の世界』七〇ページ）。  
 （リ）津田左右吉前掲書第三篇第一章。

本稿では、人間の日常生活の良好かつ正	と い う 概 念 を 援 用 し て い る お け で ほ ろ り	西 洋 倫 理 思 想 史 を 念 頭 に お い て、 幸 福 主 義	こ と が 多 い。 し か し、 本 稿 で は、 と く に	テ レ ス の そ れ と、 功 利 主 義 の そ れ を 指 す	(Eudaimonismus) と言えは、一般に、アリスト	(12) 西洋倫理思想史において、幸福主義	求 め て は ニ ニ ニ ニ ペ ー ジ 以 下 参 照。	フ リ マ は、 ア ラ ニ ス コ ・ ペ レ ス の 存 在 の 理 解 を	(12) malum morale・malum physicum という概念に
--------------------	--	---	--	--	-------------------------------	-----------------------	--	---	---

学な運行に価（下書き）値を見出た考え方を「それ

がどの時代・どの文化圏の考え方であれ

一括して「幸福主義的倫理観」と呼ぶことに

した。

（14）諸家によつてしばしば指摘されてい

るように、自然的災祸（natural physicum）のう

ち②は、けがれと観ぜられ、④は邪霊・

邪神のしわざと目されていたのかもそれ

ない。しかし、けがれであれ、あるに

は邪霊・邪神の所業であれ、それが家底

日常生活を阻害するものであることはま  
 ずが明白な。古代人は、災禍の起る原  
 因が何であれ、その原因ゆゑに災禍を悪  
 (罪)と看做し、そのではなく、結果的に自分  
 の生活から幸福を奪うものであるがゆゑ  
 にそれを悪(罪)と看做したのではな  
 いか、と見るのが筆者の解釈である。  
 (15) 政治的倫理観は、人麻呂の宮廷諷刺  
 や家持の伴造意識を発揚する歌々<sup>原注</sup>の中  
 如実にあらわれてくる(第一篇第三  
 章。

第二篇第四章(参照)。また、防人歌など家底の歌々

の中にも天皇の命に服することとを使命と

観ずる歌々が散見する。以上、およ

(ついでに消極的にではあるが)

び、それらの歌々よりも古層に属する記

紀歌謡の中にその後の作が見当らな点

と勸案するに、皇室・朝廷への忠誠と美

(天皇)

徳と下る政治的倫理観がさかんに鼓吹・

宣揚されるようになつたのは、萬葉の初

以後

期(とくに古代律令制の確立期)のこと

ではなかつたか、と考えられる。